

[令和5年2月28日改正、4月1日施行]

《127, 131～133 頁》「会員等の役員使用人に関する規則」一部改正

新	旧
<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(<u>本会への照会</u>)</p> <p>第3条 会員は、役員使用人として採用しようとする者が他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときは、あらかじめ、本会に対し、指導等規則第16条に規定する一級不都合行為者の取扱い及び前条各号に掲げる指導等の有無について、照会しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、当該会員に回答する。また、指導等があった場合は、その内容等を併せて回答する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(<u>本会への照会</u>)</p> <p>第3条 会員は、役員使用人として採用しようとする者が他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときは、あらかじめ、本会に対し、指導等規則第16条に規定する一級不都合行為者の取扱い及び前条各号に掲げる指導等の有無について、<u>別紙1の照会書により</u>照会しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、<u>別紙2により</u>当該会員に回答する。また、指導等があった場合は、その内容等を併せて回答する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>別紙1 (第3条第1項、第9条第2項関係)</u></p> <p><u>別紙2 (第3条第2項、第9条第2項関係) (回答書)</u></p>